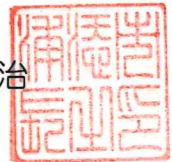


浦添市公告第122号

文化財環境整備業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年 4月 9日

浦添市長 松本 哲治



随 意 契 約 の 事 前 公 表

1 契約件名	文化財環境整備業務委託
2 契約内容	文化財等の適切な環境整備のため、史跡浦添城跡ほか市内文化財等について、清掃・除草等作業を実施する。
3 契約の相手方の決定方法	選択基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4 選定基準	(1)地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2)本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3)本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4)作業員数の増減の緊急対応が可能であること。 (5)臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 申請方法	見積書提出による。
6 契約担当課	浦添市教育委員会教育部文化財課 電話番号 (098) - 876 - 1295 (直通)